平成２７年（フ）第１２号
福島県郡山市日和田町高倉字町裏54番地の３県営住宅05棟104号
債務者　西田　ちよ
１　決定年月日時　平成27年３月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　濱津真紀子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月22日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第７８号
埼玉県飯能市大字岩沢770―５、住民票上の住所埼玉県入間市大字仏子1495番地43
債務者　古山きよ枝
１　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　塚田小百合
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月３日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第２２号
長崎県諫早市天満町60番18号、住民票上の住所長崎県大村市植松２丁目487番地１
債務者　山口　順也
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　八木　義明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月27日午後２時
５　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目３番８号、前住所兵庫県西宮市西宮浜４丁目11番６―602号
債務者　小林　広宣
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中西　康友
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月５日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１０号
兵庫県西宮市南越木岩町３番19―201号
債務者　池田　正昭
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　峯松　永典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月12日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３２号
愛知県豊川市上野２丁目63番地　グレイス上野Ｂ棟101号
債務者　今泉　善博
１　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊東　正裕
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月５日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第７９号
兵庫県西宮市里中町１丁目７番29号
債務者　松本　　勝
１　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阪田　健夫
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月５日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５８２号
北九州市小倉南区日の出町１丁目４番３―201号
債務者　脇山　詩織
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原田　美紀
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月１日午前10時
５　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第９号
北海道岩見沢市南町８条４丁目５番13号　みかみハイツ３－８号室
債務者　後藤　浩幸
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２７年（フ）第３３号
北海道河東郡鹿追町北町１丁目５番地
債務者　高橋　典行
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３６号
北海道帯広市緑ケ丘２条通２丁目２番地　エイトハイツ105号
債務者　高橋　幸治
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
北海道十勝郡浦幌町字帯富154番地78
債務者　藤田加代子（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１１号
青森県上北郡おいらせ町住吉２丁目50番地1145　サンハウスＣ、旧住所青森県三沢市南町１丁目31番地2997号　マルヨシ荘Ｇ
債務者　吉田　卓己
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２７年（フ）第２号
群馬県沼田市東原新町1850番地１　クイーンアリス108号
債務者　鈴木ユキ子
１　決定年月日時　平成27年３月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２７年（フ）第２３号
群馬県太田市八幡町35番11―Ｂ202号、前住所群馬県太田市由良町1631番地６
債務者　**棚**澤　博士
１　決定年月日時　平成27年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第２４号
群馬県太田市八幡町35番11―Ｂ202号、前住所群馬県太田市由良町1631番地６
債務者　**棚**澤真理枝
１　決定年月日時　平成27年３月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２７年（フ）第２号
埼玉県行田市大字持田2120番地２　彩ハイツ107
債務者　櫻井　友美
１　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部